

壁掛け設置サービスご利用規約

ソニーカスタマーサービス株式会社（以下「当社」といいます）は、本契約表面の記載事項および本規約（以下「本契約」といいます）の条件に従い、壁掛け設置サービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

第1条（総則）

本サービスは、日本国内にお住まいで、当社が本サービスの対象として指定する商品(以下「対象商品」といいます)をご利用いただく方を対象としたサービスです。本契約は、本サービスの提供条件を定めることを目的としています。本契約と購入時の条件に相違があった場合、本契約の条件が優先して適用されるものとします。

第2条（本サービスの提供）

- (1) 本サービスは、本契約表面に記載の条件に従い、ご利用者に提供されます。本サービスの提供に伴い、追加のサービスが提供された場合、当該追加サービスにも本ご利用規約の条件が適用されるものとします。
- (2) 本サービスの内容により、ケーブル等の部材または通信会社およびインターネットプロバイダとの契約等を事前にご利用者にて準備いただく必要がある場合がございます。
- (3) ご利用者は、本サービス実施に必要な設置場所を、本サービスの実施日までに確保いただきます。
- (4) 本サービス内容への追加・変更をご利用者様がご要望され、当社によりそれが本契約表面に記載のサービス実施日にて対応不可能と判断された場合、ご利用者と当社との間で協議により追加・変更の実施日および追加金額について合意するものとします。なお、当社は追加・変更への対応をご利用者に保証するものではありません。ご要望にお応えできない場合であっても本契約の解除はできないものとします。
- (5) 天災地変（地震、洪水、津波等）、停電、戦争、動乱、暴動、その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合、当社の判断により本サービスの提供を中止させていただく場合がございます。この場合、ご利用者とサービス実施日を調整のうえ、後日改めて本サービスをご提供いたします。
- (6) 当社の責に帰すべき事由により本サービスの提供が遅滞した場合、実施予定日の翌日から本サービス完了日までの期間、遅滞対象のサービス対価額の年 14.6%の遅延損害金をご利用者にお支払いします。
- (7) ご利用者の責に帰すべき事由により本サービスの実施ができなかった場合、本サービスは予定通り実施され適切に完了したものとみなされ、本サービスの再実施および本サービス購入にかかる損害についての補償等は行わないものとします。

第3条（損害の防止）

- (1) 当社は、災害防止などのため特に必要と認めるときは、あらかじめご利用者の意見を求めて臨機の処置をとるものとします。ただし、急を要するときは、処置をしたのちご利用者に通知するものとします。
- (2) 前項の処置に要した費用の負担については、ご利用者の負担とします。ただし、サービス代金に含めることが適当と認められる場合、当社の負担とします。

第4条（検査・引渡）

- (1) 当社は、本サービスを完了したときは、当社が事前に提示する本サービスの仕様（以下「本仕様」といいます）のとおり実施されていることを確認した後直ちに、ご利用者に対し、当該仕様と相違がないかの確認を求めるとし、検査に合格しないときは、ご利用者と協議のうえ対応を決定するものとします。
- (2) ご利用者が前項の検査を行わない場合、その時点で検査に合格したとみなされるものとします。
- (3) 前二項に規定する検査に合格した場合、当社は直ちにご利用者に本サービスの目的物を引き渡すものとします。

第5条（契約不適合責任）

- (1) ご利用者は、本サービスの内容に仕様と合致しない不適合（以下「契約不適合」といいます）がある場合、当社に対し、書面をもって、当該契約不適合の修補による履行の追完（以下「追完」といいます）を請求することができるものとします。ただし、追完に過分の費用を要するときは、ご利用者は追完を請求することができないものとします。
- (2) 前項本文の場合において、当社は、ご利用者に不相当な負担を課するものではないときは、追完と異なる方法によることができるものとします。
- (3) 第1項本文の場合において、ご利用者が相当の期間を定めて、書面をもって、追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、ご利用者は、契約不適合の程度に応じて、書面をもって、当該契約不適合により被った損害の補償を請求することができるものとします。ただし、当該補償金額は契約不適合が発生したサービスの対価を限度とします。
- (4) ご利用者は、追完について、第4条に規定する検査の後直ちに請求しなければならないものとします。ただし、第4条に規定する検査において、一般的な注意の下で発見で

きなかった契約不適合が存在する場合、第4条に規定する引渡しを受けた日から6ヶ月以内に契約不適合を理由とした追完の請求および前項に定める補償の請求をすることができるものとします。

第6条（ご利用者の解除権）

- (1) ご利用者は、次の各号の一にあたる場合は、書面をもって当社に相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができるものとします。ただし、当該期間を経過した時における債務の不履行が本契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではないものとします。
 - ①当社が正当な理由なく、ご訪問日を過ぎても本サービスを実施しないとき
 - ②正当な理由なく本サービスの実施が遅滞し、当社が本サービスを実施する見込みがないと認められるとき
 - ③当社が正当な理由なく第5条第1項の追完を行わないとき
 - ④前各号に掲げる場合のほか、当社が本契約に違反したとき
- (2) ご利用者は、前項各号に定める事由がご利用者の責に帰すべき事由によるものであるときは、本条に基づく契約の解除をすることができないものとします。

第7条（当社の解除権）

- (1) 当社は、ご利用者が本契約に違反した場合は、書面をもって、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、当該期間を経過した時における債務の不履行が本契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではないものとします。
- (2) 当社は、本サービスの実施が不能であるとき、または、ご利用者が本契約上の債務の履行をせず、当社が前項の催促をしても本契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかな場合、書面をもってご利用者に通知のうえ直ちに本契約を解除することができるものとします。

第8条（保証および免責）

- (1) 当社は、本契約の定めを超えるサービスを提供する義務を負いません。
- (2) 本サービス実施の際に対象商品の記憶装置内に保存されているデータが破損または消失する場合もございますので、ご了承願います。ご利用者におかれましては、この事情に鑑み、事前に、ご利用者にてデータのバックアップ等を行っていただきますようお願いいたします。当社はデータの破損または消失についての責任を負いかねます。
- (3) 当社は、ご利用者にてご準備いただきました部材やご利用者の所有機器に起因する損害について、一切の責任を負いません。
- (4) 本サービスの提供に関して、または本契約に基づいて当社がご利用者に対して損害賠償責任を負う場合、当該損害が当社の故意または重大過失に起因する場合を除き、当社の責任は、本サービスの代金および遅延損害金を上限とします。

第9条（ご提供情報の取り扱い）

当社は、本契約表面にご記入いただいたご利用者またはご送付先の個人を識別または特定できる情報(以下「個人情報」といいます)を、当社のプライバシーポリシーおよび個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内に従い、これらに定める目的のために利用します。また、当社は、潜在的な情報セキュリティ上の脅威を特定し、かかる脅威からご利用者および当社を保護するために、当社が必要と判断する分析を実施するために個人情報を利用することがあります。法令により認められた場合を除き、あらかじめご利用者本人のご同意をいただくことなく、これらの目的以外で利用することはありません。

第10条（反社会的勢力との関係排除）

ご利用者が反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という)第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜団体、政治活動標榜団体、特殊知能暴力集団およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当な要求を行う団体または個人)であることが判明した場合には、当社はかかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何等の催告を要することなく、本サービスを打ち切ることができるものとします。

第11条（裁判管轄）

本サービスに関連してご利用者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。以上